

# 消費税率の引上げに伴い、公共施設の使用料が変わります

令和元年10月1日に消費税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い、西原ふれあいセンターでは、施設の使用料に消費税率引上げ分を適正に転嫁するため、令和元年10月1日以降の使用料の金額が下記のとおりになります。

## 西原ふれあいセンター利用料(市内料金)

利用区分 名称	面積	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午	午後1時から 午後5時	午後6時から 午後10時	午前9時から 午後10時
ホール A	127㎡	1,260 (1,230)	1,680 (1,650)	1,680 (1,650)	4,620 (4,530)
ホール B	52㎡	520 (510)	630 (620)	630 (620)	1,780 (1,750)

(括弧書きは、改定前の金額)

## 西原ふれあいセンター利用料(市外料金)

利用区分 名称	面積	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午	午後1時から 午後5時	午後6時から 午後10時	午前9時から 午後10時
ホール A	127㎡	1,890 (1,840)	2,520 (2,470)	2,520 (2,470)	6,930 (6,780)
ホール B	52㎡	780 (760)	940 (930)	940 (930)	2,660 (2,620)

(括弧書きは、改定前の金額)

※ 令和元年9月までに施設利用(使用)料を納入する場合は、現行料金とおります。

備品使用料金は裏面参照

## 西原ふれあいセンター備品使用料

品目	単位	使用料
舞台設備	一式	520 (510)
ビデオプロジェクター一式	一式	1,050 (1,030)

(括弧書きは、改定前の金額)